

AIを活用した総合案内サービスを開始します

市の手続きや制度に関する問い合わせに、パソコンやスマートフォンを利用して、人工知能(AI)を使ってお答えするインターネットサービスを12月1日(火)から開始します。市公式ウェブサイトのバナー「AIチャットボットに質問する」から、または、「あま市公式LINE」を友達登録して、トーク画面下部のリッチメニューのリンクから、質問を入力してご活用ください。



あま市公式ウェブサイト



あま市公式LINE

「AIチャットボットに質問する」

https://aichi.public-edia.com/webchat/city_ama/

問合先 企画政策課 ☎444・1712 FAX444・0982

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

(国民健康保険・後期高齢者医療関係)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなどの影響を受けた方に対する減免等の制度を実施しています。この減免等を受けるには申請が必要となりますので、まだ申請がお済みでなく、該当すると思われる方はお問い合わせください。

◎保険税等の減免【国民健康保険・後期高齢者医療】

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯の方の保険税等を減免します。

○対象となる世帯及び減免額

- 1 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 全部
- 2 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯のうち、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯の方
 - (1)事業収入等のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込であること
 - (2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - (3)減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること⇒保険税等の額に所定の計算を加えた「対象額」の全部、または一部(減免割合は合計所得金額により異なります)

○対象となる国民健康保険税、及び後期高齢者医療保険料

納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの

○申請の期限 令和3年3月31日(水)

※新型コロナウイルス感染症以外の理由で所得が減少した場合は、既存の減免制度もございませんので、該当すると思われる方はお問い合わせください。

◎傷病手当金の支給【国民健康保険・後期高齢者医療】

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで就労できず、給与等の支払いを受けることができなくなった場合に、傷病手当金を支給します。

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555